

学校法人 鶴 嶺 学 園
日本ヒューマンセラモニー専門学校

学 則

学校法人 鶴 嶺 学 園

日本ヒューマンセレモニー専門学校

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法及び私立学校法の規定に基づき、セレモニーに関する専門的・実践的な教育を行い、社会人として、又、専門的な職業人として活躍できる人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、日本ヒューマンセレモニー専門学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置を、平塚市八重咲町7番30に置く。

第2章 課程及び学科・収容定員・修業年限・休業日等

(課程及び学科・収容定員・修業年限等)

第4条 本校の課程及び学科、収容定員、修業年限等は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜 の別	学級 数	入学 定員	修業 年限	収容定員	始業及終業時刻 (授業日 曜日)
						4月入学生	
商業実務 専門課程	フューネラル 学科	昼	2	25人	2年	50人	9時00分から 16時10分まで (月～金曜日)
	エンバーク 学科		2	25人		50人	9時00分から 12時10分まで (土曜日)

(学年及び学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2. 専門課程の学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1)日曜日

(2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3)夏期休業 8月1日から9月15日まで

(4)冬期休業 12月8日から1月7日まで

(5)学年始休業 4月1日から4月10日まで

(6)学年末休業 3月21日から3月31日まで

(7)その他校長が必要と認めた日

第3章 教育課程、単位数及び教職員組織

(教育課程及び単位数)

第7条 本校の教育課程及び授業科目の単位数は、別表のとおりとする。

(教職員組織)

第8条 本校に次の教職員を置く。

課程名 種別	商業実務 専門課程	計
校長	1	1
教員	20	20
事務職員	1	1

2. 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業等

(入学資格)

第9条 本校の専門課程に入学することができる者は、学校教育法及び同法施行規則に定める入学資格を有する者とする。

(入学許可)

第10条 入学を希望する者には選考を行い、校長がこれを許可する。

(出願手続)

第11条 入学を希望する者は、入学願書に検定料を添えて、願い出なければならない。

(入学手続)

第12条 入学を許可された者は、許可のあった日から7日以内に入学の手続きをしなければならない。

(退学)

第13条 学生が退学しようとする時は、所定の書類にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(休学)

第14条 学生が病気その他やむを得ない理由により、1ヶ月以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえて願い出て許可を受けなければならない。

(復学)

第15条 前条の規定により休学中の学生が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえて願い出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

第16条 学生が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

(卒業)

第17条 各学年の教育課程の修了は、学生の平素の成績を評価し、かつ学年末において試験等により認定を行い、学生が所定の全教育課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

2. 本校の商業実務専門課程フューネラル学科及びエンバーミング学科は特定専門課程とし、当該課程を修了した者は、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、専門士(商業実務専門課程)と称することができる。

第5章 賞 罰

(ほう賞)

第18条 成績優秀にして他の模範となる者は、これをほう賞することがある。

(懲 戒)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを退学させることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくして出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第6章 納付金

(納付金)

第20条 本校の納付金は、次のとおりとする。

	課程名	フューネラル学科 納 付 金	エンバーミング学科 納付金
授 業 料	商業実務 専門課程	年額 750,000 円	年額 750,000 円
入 学 金		150,000 円	150,000 円
入学検定料		20,000 円	30,000 円
校外実習 補助費			年額 100,000 円
施設設備費		年額 200,000 円	年額 200,000 円

2. 在籍中の学生の授業料は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。

3. 入学金は、入学許可のあった日から所定の期日までに納入しなければならない。
4. 上記のほか、教材費として教科書代、施設実習費等の実費を納付するものとする。
5. 既に納入した納付金は、原則として返還しない。

第7章 健康衛生

(健康診断)

第21条 本校職員ならびに学生に対して、毎年4月健康診断を実施する。

健康診断の結果は、本人に直接知らせるものとし、職員ならびに学生は健康維持のため、必ず受診することとする。

<付 則>

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。
3. この学則は、平成13年9月1日から施行する。
4. この学則は、平成14年3月1日から施行する。
5. この学則は、平成17年4月1日から施行する。
6. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
7. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
8. この学則は、平成21年3月1日から施行する。
9. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
10. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
11. この学則は、平成27年3月1日から施行する。
12. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
13. この学則は、平成28年4月1日から施行する。
14. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
15. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
16. この学則は、令和3年4月1日から施行する。
ただし、第20条(納付金)及び第7条(教育課程及び授業時間数)の別表については、令和2年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。
17. この学則は、令和5年3月1日から施行する。
18. この学則は、令和6年4月1日から施行する。

19. この学則は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。